

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の健康づくりに関する取組を行う又は行おうとする団体・事業所について、その取組内容を宣言し、登録することにより、団体・事業所における従業員や県民一般に対する健康づくりの意識を高め、積極的な取組を推進するとともに、表彰その他の方法により当該取組を支援することによって宣言の輪を県下全域に広げ、県民の健康づくりへの意識の醸成、定着を図り、もって県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として実施する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宣言の登録)

第2条 県は、次に掲げる分野に関する健康づくりの取組について、一つ又は複数の宣言を行う団体・事業所について、その宣言の内容を登録する。

- (1) 特定健診の受診率の向上
- (2) 特定保健指導の利用率の向上
- (3) がん検診の受診率の向上
- (4) 食生活の改善
- (5) 運動習慣の定着
- (6) 禁煙の促進、受動喫煙の防止
- (7) その他の健康づくり（メンタルヘルス、歯科口腔保健等）

(登録の対象となる団体・事業所)

第3条 前条の登録の対象となる団体・事業所は、福岡県内において事業活動を行う法人その他の団体（個人事業主及び主たる事務所の所在地が県外に存する法人その他の団体の県内事業所を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、団体・事業所又はその事業主・役員が次に掲げる事項に該当する場合は、登録の対象外とする。
 - (1) 暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること
 - (2) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること
 - (3) 労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

(登録申請等)

第4条 第2条の登録を受けようとする団体・事業所は、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録申請書」（様式第1号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、前条の要件を満たす場合は、当該申請を行った団体・事業所の名称及び宣言内容を登録するものとする。
- 3 県は、前項の規定により登録したときは、当該登録の申請を行った団体・事業所に対し、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証」（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 前項の登録証の様式については、別に定める。
- 5 「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」上での登録申請その他の手続きについては、別に定める。

(変更の申請)

第5条 登録団体等(前条第2項の登録を受けた団体・事業所をいう。以下同じ)は、第4条第1項の登録申請(同条第5項において準用する場合を含む。)の内容に変更があった場合は、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録内容変更申請書」(様式第2号)により、速やかに県に提出しなければならない。この場合において、登録証に記載された事項について変更があるときは、当該登録証を添付することとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の変更の申請について準用する。

(登録の解除)

第6条 登録団体等は、第3条の要件を満たさなくなったとき又は登録をとりやめるときは、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録解除申請書」(様式第3号)を県に提出するとともに、速やかに登録証を返納しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 県は、前条の申請書が提出されたとき又は登録団体等が第3条の要件を満たさなくなった若しくは登録を継続することが適当でないと認められる行為があったことが判明したときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項により、登録を取り消された団体・事業所は、速やかに登録証を返納しなければならない。

(登録の例外)

第8条 県が実施する次の表の「事業」の欄に掲げる事業において、「団体・事業所」の欄に掲げる事業所として登録された団体・事業所は、「分野」の欄に掲げる宣言を行った登録団体等とみなすこととする。

事業	団体・事業所	分野
福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業	働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所	第2条第3号
食環境整備事業	ふくおか食の健康サポート店	第2条第4号
卒煙サポート事業	卒煙サポート薬局	第2条第6号

2 北九州市が実施する「きたきゅう健康づくり応援店実施要領」に基づき登録された団体・事業所は、第2条第4号又は第6号の宣言を行った登録団体等とみなすこととする(ただし、登録団体等とみなすことに同意した団体・事業所に限る)。

3 県は、前二項の規定により登録団体等とみなされた団体・事業所に対し、その旨通知するとともに、更に追加の宣言を行うよう促すものとする。

(全国健康保険協会福岡支部との共同実施)

第9条 全国健康保険協会福岡支部(以下「協会けんぽ」という。)を医療保険者とする団体・事業所(以下「協会けんぽ加入事業所等」という。)に係る「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録については、県及び協会けんぽが共同で実施するものとし、この場合、第4条第2項及び第3項並びに第11条第1項中、「県」とあるのは「県及び協会けんぽ」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により第4条第2項の規定を読み替える場合、令和5年度以降に登録

を受けようとする協会けんぽ加入事業所等の申請にあたり、協会けんぽは、第3条の要件に加えて、次の各号の要件を満たす団体・事業所のみ、その名称及び宣言内容を登録するものとする。なお、令和4年度以前に登録された団体・事業所については、次の各号の要件を満たさない場合であっても令和8年度末までは、その名称及び宣言内容を有効なものとする。ただし、次の各号の要件を満たさない場合であっても、県は第2条の規定に基づき、その団体・事業所の名称及び宣言内容を登録するものとする。

- (1) 第2条第1号の受診率の数値目標を含む宣言を行っていること
- (2) 第2条第2号の利用率の数値目標を含む宣言を行っていること
- (3) 第2条第3号から第7号のうち、一つ又は複数の宣言を行っていること

3 県及び協会けんぽは、協会けんぽ加入事業所等から、第4条第1項の登録申請書、第5条第1項の登録内容変更申請書、第6条の登録解除申請書、第11条の取組実績報告書が提出されたときは、これらの内容について、相互に情報提供を行うものとする。

(登録団体等への支援)

第10条 県は、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」への掲載その他の方法により、登録団体等の名称、宣言内容その他取組の内容を公表し、当該登録団体等の取組をPRする。

2 県は、登録団体等のうち、特に優良な取組を行う団体・事業所について、表彰その他の方法により取組を支援する。

3 前項の表彰の基準その他必要な事項については、別に定める。

(実績報告等)

第11条 登録団体等は、毎年度の取組内容について、それぞれ翌年度の4月末日までに「取組実績報告書」を県に提出するものとする。

2 前項の「取組実績報告書」の様式及び提出方法については、別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年7月31日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 登録申請書

福岡県知事 殿

(団体・事業所名)

(代表者 職・氏名)

当団体・事業所は、県民の健康づくりに貢献するため、下記の取組を行うことを宣言します。

また、宣言内容の登録を申請するにあたり、下記3の事項について誓約します。

記

1 宣言内容

(記入例)

分野 (該当する番号 を記入)	具体的な取組内容	目標 (数値目標など)
①	従業員及びその家族に対し、特定健診の積極的な受診勧奨を行います	従業員及びその家族の 特定健診受診率 100%
②	特定保健指導の対象者に対し、特定保健指導の積極的な利用を促します	特定保健指導の対象者の 特定保健指導利用率 50%

<宣言分野>

- ①特定健診の受診率向上 ②特定保健指導の利用率の向上 ③がん検診の受診率向上
- ④食生活の改善 ⑤運動習慣の定着 ⑥禁煙の促進、受動喫煙の防止
- ⑦その他の健康づくり

2 団体・事業所情報

所在地	〒
業種・ 業務内容	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、熱供給、水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容：)
従業員数	人 (うち非正規従業員数 人)
担当者	(所 属) (役 職) (氏 名)
担当者連絡先	(T E L) (F A X) (メール)
保険者種別	<input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> 健保組合 <input type="checkbox"/> 市町村国保 <input type="checkbox"/> 国保組合 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> その他 ()

3 誓約事項

- (1) 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の趣旨に賛同し、宣言に基づく健康づくりに取り組む
- (2) 暴力団その他反社会的行為を行う団体に該当せず、またはこれらと密接な関係を有しない
- (3) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料について滞納していない
- (4) 前各号のほか、労働安全衛生法、健康増進法その他の法令に則した健全な事業活動を行う

【備考】

- ・ 宣言内容はいくつでも構いません。また、団体・事業所の従業員に対する健康づくりの取組に限らず、当該団体・事業所の顧客や県民の健康づくりにつながる取組なども宣言の対象となります。
- ・ 宣言内容を登録証に掲載します。また、宣言内容を「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」に掲載します。
- ・ 全国健康保険協会福岡支部の加入事業所にあつては、同協会から宣言内容に関する問い合わせがある可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 登録内容変更申請書

福岡県知事 殿

（登録証番号）第 号
（団体・事業所名）
（代表者 職・氏名）

下記のとおり、登録内容の変更を申請します。

記

1 宣言の追加・変更（追加・変更する箇所のみご記入ください）

追加 ・ 変更	分野 (該当する番号 を記入)	具体的な取組内容	目標（数値目標など）
(記入例)	追加	① 従業員及びその家族に対し、特定健診の積極的な受診勧奨を行います	従業員及びその家族の特定健診受診率 100%
	追加	② 特定保健指導の対象者に対し、特定保健指導の積極的な利用を促します	特定保健指導の対象者の特定保健指導利用率 50%

<宣言分野>

- ① 特定健診の受診率向上
- ② 特定保健指導の利用率の向上
- ③ がん検診の受診率向上
- ④ 食生活の改善
- ⑤ 運動習慣の定着
- ⑥ 禁煙の促進、受動喫煙の防止
- ⑦ その他の健康づくり

2 団体・事業所情報の変更（追加・変更する箇所のみご記入ください）

団体・事業所名	(新名称) (旧名称)
所在地	〒
担当者	(所 属) (役 職) (氏 名)
担当者連絡先	(T E L) (F A X) (メール)

※ 登録証に記載された事項について変更があるときは、登録証の原本を添付して提出してください。

※ 宣言内容の追加・変更の場合は新しい登録証を発行します。

年 月 日

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 登録解除申請書

福岡県知事 殿

（登録証番号）第 号
（団体・事業所名）
（代表者 職・氏名）

下記のとおり、登録の解除を申請します。
併せて、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証を返納します。

記

1 登録解除の理由

--